各弁第一三二号

内閣衆質一六九第一三二号

平成二十年三月十一日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされる

やり取りの経緯に対する外務省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとさ

れるやり取りの経緯に対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

先の答弁書(平成二十年二月二十九日内閣衆質一六九第九八号)の一から三までについて及び四につい

てで述べたとおり、 四島交流の枠組みで北方領土を訪問した御指摘の訪問団の具体的な行程を記載した日

程表は、 御指摘の四島交流事業の実施団体において作成され、事前に外務省に提出されていたと承知する

が、 苗木の持込み及び植樹については、 北海道庁から事前に協議を受けていなかった。

六から八まで、十一及び十二について

外務省として御指摘の事実があったと考えるのは、 先の答弁書 (平成二十年二月二十九日内閣衆質一六

九第九八号)の六から十一まで、十三、十六及び十七について等で繰り返し述べているとおりであって、

当時、 . 主に御指摘の者から提出された当時の報告書及び診断書から判断したものである。外務省として、

質問主意書の質問に対して適切に答弁しているものと認識している。

九について

公正とは、一般に、公平で正しいことをいうものと承知している。

十について

公平とは、一般に、 判断や処理などが、偏っていないことをいうものと承知している。

十三について

先の答弁書(平成二十年二月十九日内閣衆質一六九第七八号)の九から十一までについて等で述べたと

おり、 外務省としては、御指摘の者は、四島交流事業において外務省職員に求められる業務の遂行等を優

先し、 御指摘の四島交流事業終了後の適切な時期に医師の診察を受けたと承知している。